資料３

きものの商慣行に係る議論の経緯について

経済産業省

令和3年11月16日

和装業界の現状①

- 和装業界は、戦後の洋装化により、きもの需要が減少していく中、供給側の高級品シフトにより、市場が限定化され、販売額は減少傾向。
- １世帯あたりのきものの購入数量は昭和４０年代をピークに減少する一方、購入単価は平成の始め頃まで上昇。

  ⇒ きもの販売量の減少に対して、供給側が高級品販売にシフトすることで、販売額を維持しようとした。

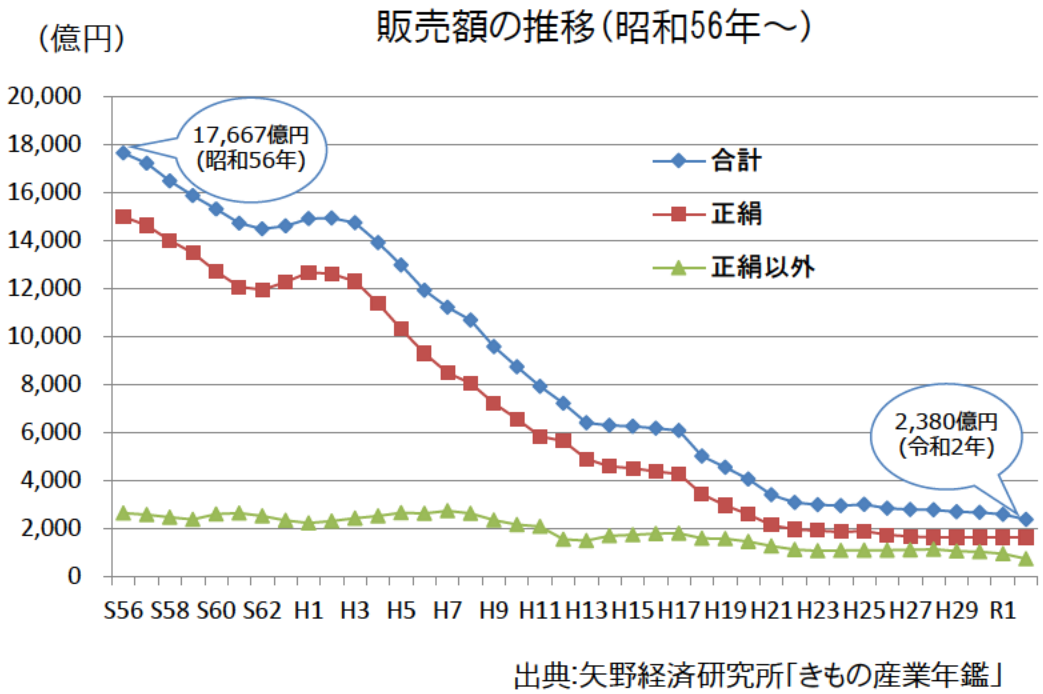

出典:矢野経済研究所「きもの産業年鑑」

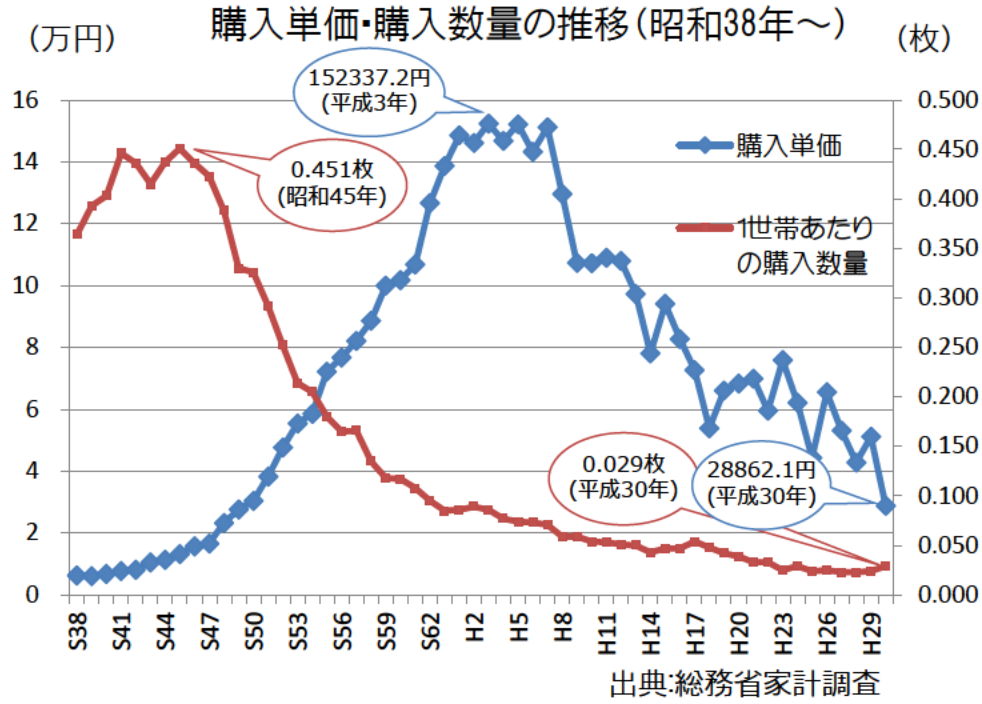

出典:総務省家計調査

和装振興協議会における商慣行のあり方について

- 平成27(‘15) 年11月、各工程を代表する業界関係者、学識者、ユーザー代表等の幅広いステークホルダーの参加を得て、和装振興にかかる情報共有・議論の場として「和装振興協議会」を設置。
- 平成29(‘17)年2月、和装振興協議会の下に「商慣行分科会」を設置。和装の持続的発展のために和装業界が自主的に実施することが望ましいと考えられる指針として、同年5月の和装振興協議会にて「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について（商慣行に関する指針）」をとりまとめた。

【和装振興協議会の開催実績】

平成27(‘15)年　11月　第１回開催（需要開拓、作り手の維持・復活）※つくり手分科会の設置決定
平成28(‘16)年　5月　第２回開催（商慣行、消費者ニーズの把握）
〃　11月　第３回開催（商慣行、和装の取組の広がり）※商慣行分科会の設置決定

＜商慣行分科会の開催実績＞
平成29(‘17)年　2月 第１回開催（商慣行における今後の取組の方向性について議論）
〃　3月 第２回開催（報告書案について議論）
〃　4月 第３回開催（報告書案のとりまとめ、今後の進め方について議論）

平成29(‘17)年　5月　第４回開催（「商慣行に関する指針」の採択・公表）
〃　11月　第５回開催（「商慣行に関する指針」のフォローアップ、和装振興策）
平成30(‘18)年　5月　第６回開催（「成人式用の振袖等の販売・レンタルについて」の見解を採択・公表）
〃　11月　第７回開催（「商慣行に関する指針」のフォローアップ、消費者志向の実践）
令和元(‘19)年　11月　第８回開催（和装業界における消費者志向について）
令和 2(‘20)年　11月　第９会開催（コロナの影響について、きものの歴史・文化について）

和装の持続的発展のための商慣行のあり方について①

- 平成29年和装振興協議会において、「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について」との報告書をとりまとめた。
- 和装業界は、前近代的な取引慣行や不透明な販売手法等が指摘されており、和装の持続的発展に向けた、「和装業界の商慣行に関する指針」を定めたもの。

報告書の概要

和装市場の規模は、昭和50年頃の約1.8兆円をピークとして、近年は3千億円を下回っており、6分の1以下まで減少。事業者数も減少の一途にあり、特に職人の高齢化等、産地の疲弊が指摘されており、このままでは**全国の産地のサプライチェーンの中長期的な持続可能性も懸念**される。

和装業界については、長期の手形や「歩引き」に象徴されるような前近代的な取引慣行・不透明な販売手法等が指摘されており、常識を逸脱しているとの厳しい指摘もあり、**旧態依然とした商慣行の問題については、消費者の不信感や「きもの離れ」をもたらしている一因とも指摘**される。

こうした中、和装の持続的発展を図るためには、**サプライチェーン全体にわたる適正な取引の確保と付加価値の向上**を図るとともに、自らの目先の利益にとらわれるのではなく、**消費者本位の商品・サービスを提供し、消費者との継続的な信頼関係を構築することが不可欠**。

本指針は、和装の持続的発展のために、下請取引の適正化や消費者保護に関する法令等を適切に遵守することはもちろん、**和装業界が自主的に実施することが望ましいと考えられる商慣行上の諸原則を示すもの。広く各事業者が本指針の趣旨に積極的に賛同し**、本指針の各原則について、各事業者の置かれた状況に応じて具体的に咀嚼し、研修等により周知徹底を図りつつ、**適切に実践に移していくことを強く期待**する。

和装の持続的発展のための商慣行のあり方について②

和装業界の商慣行に関する指針　～和装の持続的発展のために～

第1　事業者間取引

【サプライチェーン全体での付加価値の向上】

1. 取引上優位な地位に立つ事業者が取引先事業者に不利な取引条件を押しつけるのではなく、サプライチェーン全体で（川上・川中・川下の事業者全体で）付加価値の向上を図り、適正な利益の配分及びコストやリスクの分担に取り組む。

【取引対価の決定】

2. 取引対価は、取引数量、納期の長短、代金の支払方法、品質、材料費、労務費等の要素を考慮し、合理的な算定方法に基づき、受注事業者の適正な利益を含むよう、受注事業者及び発注事業者が協議して決定する。

【取引の書面化】

3. 全ての取引について、契約書、発注書、請求書、納品書等により書面化する。

【代金の支払】

4. 代金はできる限り現金で支払う。手形により代金を支払う場合、手形のサイトは90日以内とし、将来的には60日以内とするよう努める。
5. 手形により代金を支払う場合、その現金化にかかる割引料等のコストを受注事業者に負担させることのないよう、代金の額を取引先事業者と十分協議して決定する。

【歩引き取引・延べ払いの廃止】

6. 歩引き取引は、いかなる名目であれ、不透明・非効率な慣習であり、これを廃止する。また、いわゆる「延べ払い」を廃止する。

【不当なコスト負担】

7. 発注した商品について、自己都合により正当な理由なく返品や受領拒否を行い、または販売員の派遣や協賛金の支払い等の経済上の利益の提供を強いるなど、受注事業者に一方的に不当なコストを負担させることを禁止する。

【販売方式の決定】

8. 販売方式（買取販売または委託販売）については、製造事業者及び販売事業者が適切にコストやリスクを分担し、双方で付加価値の向上を図る観点から、個々の商品の特性等も踏まえつつ、双方で十分協議して最適な販売方式を決定する。その際、委託販売は、製造事業者が金融コストや売れ残りリスクを負担する一方、販売事業者はこれを負担しないものであることに特に留意するものとする。

和装の持続的発展のための商慣行のあり方について③

第2　消費者との取引

【消費者本位の商品・サービスの提供】
9. 消費者本位の商品・サービスを提供することにより、消費者の和装に対する理解の促進、消費者からの品質・価格等に対する信頼性の向上を図り、消費者との継続的な信頼関係の構築に取り組む。

【消費者にふさわしい商品の販売】
10. 消費者の知識・経験、属性、ニーズ等に照らし、消費者にふさわしい種類・品質・価格の商品を販売する。消費者にとって高額と考えられる商品を販売する場合、消費者に真にふさわしい商品を販売しているか、特に留意するものとする。

【消費者に分かりやすい説明】
11. 消費者との間の情報や交渉力の格差（非対称性）に鑑み、商品の品質・特性、価格の合理性等、消費者が購入を判断するために重要な事項について、消費者の知識・経験、属性、ニーズ等に照らし、分かりやすく説明する。消費者にとって高額と考えられる商品を販売する場合、若年者や高齢者に販売する場合については、上記事項について消費者の十分な理解を確実に得るものとする。

【産地等の明瞭な表示】
12. 製品の産地・仕立地（縫製地）、組成（絹、綿、ポリエステル等）、製法（手描き染、型染、インクジェット等）、事業者の連絡先等を明瞭に表示する。

【価格の適切な表示】
13. 根拠のない「通常価格」等を提示した後、「値引き」等を行って購入を誘引し、または、根拠のない「問屋価格」や「特別価格」等を提示して購入を誘引するなど、商品の販売価格が実際と異なって安いという印象を消費者に与えるような表示を禁止する。
14. 同一の商品について、消費者の知識・経験や販売チャネル等の如何によって不当に差別的な（高額の）価格を提示することを禁止する。
15. 反物の価格表示に際しては、消費者のニーズ等に応じ、仕立代、小物代等を含めた、消費者にとっての最終的な負担を分かりやすく説明する。

【適切な販売手法】
16. セミナーやイベント等に参加を募る際、その場で商品の販売を行う意図がある場合、参加者に事前に当該意図を明確に示すものとする。
17. 消費者を長時間拘束し、または威迫するなど、強引・執拗な勧誘を禁止する。

和装業界における本指針の取組状況等については、今後、和装振興協議会において、定期的にフォローアップを行う。 http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170531001.html

「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について」（17条指針）に賛同を表明した団体･事業者(平成30年5月29日現在)

○協議会参加団体（7団体）
(一財)きものの森
(一社) 全日本きもの振興会
全国染色協同組合連合会
(一財) 大日本蚕糸会
日本織物中央卸商業組合連合会
(一社) 日本絹人繊織物工業会
(一社)日本きもの連盟

○その他団体（65団体）
伊勢崎織物工業組合
茨城県結城郡織物協同組合
小千谷織物同業協同組合
加賀市織物協同組合
協同組合加賀染振興協会
鹿児島県絹織物工業会
亀田繊維工業協同組合
京都織物卸商業組合
(公財) 京都和装産業振興財団、
京友禅協同組合連合会、
　京都誂友禅工業協同組合
　京都工芸染匠協同組合
　京都染織整理工業協同組合
　京都染色補正工業協同組合
　京都染型協同組合
　京都手描友禅協同組合
　京都引染工業協同組合
　京都紋章工芸協同組合
　京都友禅協同組合
　京都友禅蒸水洗工業協同組合
桐生織物協同組合
（つづく）

（つづき）
五泉織物工業協同組合
塩沢織物工業協同組合
城端織物工業協同組合
NPO法人全国つくりべの会
　米沢つくりべの会
　小千谷つくりべの会
　十日町つくりべの会
　結城つくりべの会
　桐生つくりべの会
　東京つくりべの会
　浜松つくりべの会
　西陣つくりべの会
　京友禅つくりべの会
　加賀友禅つくりべの会
　丹後つくりべの会
　博多つくりべの会
　久留米絣つくりべの会
　鹿児島つくりべの会
　奄美つくりべの会
　沖縄つくりべの会、
丹後織物工業組合
十日町織物工業協同組合
東京織物卸商業組合
東京都染色工業協同組合
東京都染織卸商業協同組合
栃尾織物工業協同組合
富岡シルクブランド協議会
名古屋織物卸商業組合
西陣織工業組合
日本きものシステム協同組合
（つづく）

（つづき）
博多織工業組合
八王子織物工業組合
浜縮緬工業協同組合
浜松織物卸商協同組合
兵庫県絹人絹織物工業組合
福井県織物工業組合
福島県絹人繊織物構造改善工業組合
本場奄美大島紬協同組合
本場大島紬織物協同組合
本場結城紬卸商協同組合
村山織物協同組合
米沢織物工業組合
米沢織物商業協同組合
米沢繊維協議会

○事業者（６事業者）
牛首紬　大門屋
(有) 内海呉服　きもの千歳屋
(株)京都きもの市場 代表取締役社長 田中敬次郎
(株)黒木織物
(株)松屋 代表取締役社長 宝子山賢祐
(株)やまと

きもの安全・安心宣言について

- 和装振興協議会が策定した「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について」（17条指針）は民間の各団体が賛同を表明し、平成30（18）年に川上・川中・川下の３団体が和装商慣行改善協議会を結成。
- 和装商慣行改善協議会は、業界全体が事業者本位の販売と決別し、消費者本位販売へと回帰することで、和装の持続的発展を図ることを目的として、17条指針を「きもの安全・安心宣言（9項目）」として、わかりやすくまとめ上げ「きものサミットin 京都」及び「きものサローネin 日本橋」において宣言。
- 和装商慣行改善協議会は「きもの安全・安心宣言」の実行組織として平成31(19)年きもの安全・安心推進会議を設置。

きもの安全・安心宣言

京都サミット宣言（B to B）2018.9

1. 買取比率を上げサプライチェーン全体で産地への利益配分を増やす。
2. 全ての取引について契約書、発注書、請求書、納品書等により書面化する。
3. 長期手形、延べ払い、歩引きを順次廃止する。

東京サローネ宣言（B to C）2018.10

1. お客様に対し、わかりやすい価格・品質表示を徹底する。
2. お客様に対し、根拠のない二重価格表示をしない。
3. お客様に対し、販売意図を隠した勧誘をしない。
4. お客様に対し、お客様が強引と思ったり、圧力を感じる販売をしない。

5. お客様にとって、安全・安心でない不適切な業者・コンサルタントとは取引しない。
（不適切とは、和装商慣行改善17条に背く行為を続けることを指す）